

広島県告示第四百九十号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十年五月十九日から、広島市の別図第三に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもつて別図第四に示す町の区域に変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、広島市長から届出があった。

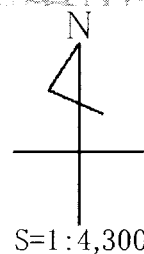
平成二十年五月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

別図第3

安佐南区

沼田町
大字伴



伴南五丁目

伴南四丁目

沼田町
大字伴字赤芻

五日市町
大字石内字大坪

佐伯区

五日市町
大字石内

凡 例	
———	従 来 の 区 界
〇〇丁目	従 来 の 町 界 町 名
字 〇 〇	従 来 の 字 界 字 名
	町及び字の区域を変更する区域

別図第4

安佐南区

沼田町
大字伴

N
S=1:4,300

伴南五丁目

伴南四丁目

伴南五丁目

沼田町
大字伴字赤刎

五日市町
大字石内字大坪

佐伯区

五日市町
大字石内

凡 例	
— — — — —	従 来 の 区 界
〇〇丁目	従 来 の 町 界 町 名
字 〇 〇	従 来 の 字 界 字 名
	町及び字の区域を変更する区域
— — — — —	新 区 界
〇〇丁目	新 町 界 町 名
— — — — —	新 字 界